

平成 16 年 8 月 17 日

## 先物協会ニュース第 35 号（平成 16 年 8 月号）記事の訂正について

先物協会ニュース第 35 号（平成 16 年 8 月号）第 1 面の記事に誤り及び記述に不十分な点がありましたので、お詫びして下記のとおり訂正いたします。

### 記

- 記事タイトル：「先物協会制度政策委員会－新取引証拠金の考え方まとまる」

〔誤〕

- ③値洗損益＝当初の証拠金額を超える値洗金は、原則として、清算機関の証拠金勘定で保全する（返還請求があれば返還に応じ、新規建玉の取引証拠金とすることもできる）。差引額については、取引証拠金と相殺する。

- ④「追証」制度＝　　－略－

〔正〕

- ③値洗損益＝当初の証拠金額を超える値洗益は、原則として、清算機関の証拠金勘定で保全する（基金預託等の分離保管措置による保全も選択可能）。

- ④差引損益＝差引損については、取引証拠金と相殺する。差引益については、取引証拠金又は受入証拠金に振り替える仕組みとし、必要証拠金額を超える部分の額は、返還請求があった場合には返還に応ずるものとし、新規建玉の取引証拠金とすることもできることとする。

- ⑤「追証」制度＝　　－略－

以 上